

## ほしぞらキッズ Kira 事故防止マニュアル

### 1. 目的

本マニュアルは、ほしぞらキッズ Kiraにおいて、利用児の事故を未然に防止し、安全かつ安心して過ごすことのできる支援環境を整備するとともに、事故発生時における適切な対応方法を定めることを目的とする。また、2歳児を含む低年齢児の利用があることを踏まえ、利用児一人ひとりの年齢、発達特性および障害特性に応じた安全管理体制を整備し、事故防止および安全確保の徹底を図るものとする。

### 2. 基本方針

本事業所は、利用児の生命および身体の安全確保を最優先事項とし、事故の未然防止に努めるものとする。また、利用児一人ひとりの年齢、発達特性、障害特性等を十分に把握し、それぞれの状況に応じた安全配慮を行う。事故防止のため、日常的な見守り、施設設備の点検、環境整備および職員間の情報共有を徹底し、安全で安心できる支援環境の維持に努める。事故発生時には、利用児の安全確保を最優先とし、迅速かつ適切な対応を行うとともに、被害拡大防止に努める。また、事故発生後は原因分析を行い、再発防止策を講じることで、安全管理体制の継続的な改善を図る。保護者および関係機関との連携を適切に行い、利用児が安心して過ごせる支援体制を整備するものとする。

### 3. 対象となる事故

本マニュアルにおいて対象とする事故は、事業所内外において発生する利用児の安全に関わる事故および緊急事態全般とし、主に以下の事象を含むものとする。

- ・ 転倒、転落事故
- ・ 衝突、打撲等による事故
- ・ 誤飲、誤食、窒息事故
- ・ 咬みつき、引っかき等の利用児間トラブル
- ・ 切り傷、擦り傷等の外傷事故
- ・ 食物アレルギー等によるアレルギー事故
- ・ 熱中症、脱水症状等の健康事故
- ・ 感染症の発生および感染拡大に関する事故
- ・ 行方不明、飛び出し等による事故
- ・ 送迎時における交通事故および置き去り事故
- ・ 水遊び活動時における事故
- ・ 火災、地震、風水害等の災害時事故
- ・ その他、利用児の生命、身体および安全に影響を及ぼす事象

また、事故には至らなかったものの、事故につながる危険性があった事例についてもヒヤ

リ・ハット事例として記録し、事故防止に活用するものとする。

#### 4. 安全管理体制

事業所における事故防止および安全管理を適切に実施するため、各職員の役割および責任を以下のとおり定める。

##### (1) 代表社員

代表社員は、事業所における安全管理の総括責任者として、事故防止体制の整備および安全管理体制の維持を行うものとする。また、職員に対して本マニュアルの周知を行い、安全意識の向上を図る。事故発生時には、状況確認および必要な指揮命令を行い、利用児の安全確保、保護者対応、関係機関への連絡調整等を適切に実施する。さらに、事故発生後は事故原因の分析を行い、再発防止策を検討するとともに、必要に応じて環境整備および支援方法の見直しを行う。

##### (2) 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者は、利用児一人ひとりの発達特性、障害特性および支援上のリスクを把握し、安全に配慮した支援体制の整備を行うものとする。また、個別支援計画の作成および見直しにおいて安全面への配慮を行い、事故防止に必要な情報について職員間で共有を行う。事故およびヒヤリ・ハット発生時には内容確認を行い、再発防止に向けた支援方法の見直しおよび改善を行う。

##### (3) 職員

職員は、利用児の安全確保を最優先とし、日常的な見守り、安全確認および環境整備を行うものとする。また、施設設備、玩具、活動環境等の危険箇所の確認を行い、事故防止に努める。事故発生時には、速やかに応急対応を行うとともに、代表社員へ報告を行う。さらに、ヒヤリ・ハット事例について記録および報告を行い、事故の未然防止および安全意識の向上に努めるものとする。

#### 5. 低年齢児（2歳児等）への安全配慮

低年齢児については、発達段階に応じた安全配慮を行い、事故防止に努めるものとする。

##### (1) 見守り体制

- ・児童が常に職員の視界内で活動できるよう配慮する。
- ・児童の単独行動を防止する。
- ・トイレ、食事、移動時等については、特に注意して見守りを行う。

##### (2) 誤飲・窒息防止

- ・小さな玩具等、誤飲のおそれがある物は使用しない。

- ・玩具等については、破損の有無を定期的に確認する。
- ・食事中は座位を保持し、職員による見守りを徹底する。
- ・食べ物を口に詰め込みやすい児童については、個別に配慮を行う。

### (3) 転倒・転落防止

- ・床面の滑りやすさ等、安全確認を行う。
- ・机や棚等の角部分には必要に応じて保護材を設置する。
- ・高所へ登ることができないよう環境整備を行う。
- ・室内で走らないよう、適宜声掛けを行う。

### (4) 飛び出し・行方不明防止

- ・窓、勝手口の施錠管理を適切に行う。
- ・戸外活動時は、児童の人数確認を徹底する。
- ・送迎時は、乗車前後の人数確認を行う。
- ・散歩等の戸外活動時は、児童から目を離さないよう注意する。

### (5) 午睡・休息時

- ・午睡時は、児童の呼吸状態を確認する。
- ・定期的な見守りを行う。
- ・うつ伏せ寝に注意する。
- ・室温管理を適切に行い、快適な環境を保持する。

## 6. 日常の事故防止対策

職員は、日常的に安全確認を行い、事故の未然防止に努めるものとする。

### (1) 施設設備点検

- ・施設内の安全確認を定期的実施し、危険箇所の早期発見および改善に努める。
- ・床の滑りや破損の有無を確認し、危険がある場合は使用を中止する。
- ・玩具および備品の破損状況を確認し、危険がある場合は使用を中止する。
- ・家具の転倒危険や配置状況を確認する。
- ・コンセント、コード類等の危険箇所を確認する。
- ・避難経路に障害物がないことを確認する。
- ・薬品、洗剤等の危険物については、利用児の手の届かない場所への保管を徹底する。
- ・ドア、窓、柵等の安全性を確認する。
- ・室温や換気状況を確認し、適切な環境管理を行う。

## (2) 活動時の配慮

- ・ 児童の年齢および発達段階に応じた活動内容とする。
- ・ 活動中は職員による十分な見守りを行う。
- ・ 興奮状態にある児童については、安全確保を優先して対応する。
- ・ 水遊び等を行う場合は、必要な職員配置を行い、安全管理を徹底する。

## (3) 送迎時の安全管理

- ・ 送迎前後に人数確認を行う。
- ・ 車内置き去り防止確認を徹底する。
- ・ シートベルトの着用確認を行う。
- ・ 利用児を保護者へ確実に引き渡す。
- ・ 降車後は車内確認を必ず行う。

## (4) 感染症対策

- ・ 手洗いおよび手指消毒を徹底する。
- ・ 利用時に児童の体調確認を行う。
- ・ 室内換気を適切に実施する。
- ・ 嘔吐物処理手順について職員間で共有し、適切に対応する。

## 7. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、職員間で連携を図りながら、利用児の安全確保を最優先とし、状況に応じて迅速かつ適切に対応するものとする。

### (1) 初期対応

- ・ 利用児の安全を確保する。
- ・ 負傷状況および意識状態等を確認する。
- ・ 必要に応じて応急処置を行う。
- ・ 他の児童の安全確保および二次事故防止を行う。

### (2) 緊急対応

次のいずれかに該当する場合は、速やかに 119 番通報を行うものとする。

- ・ 意識障害がある場合
- ・ 呼吸困難がある場合
- ・ けいれんがみられる場合
- ・ 骨折が疑われる場合
- ・ 頭部を強打した場合
- ・ 大量出血がある場合

- ・誤飲または窒息のおそれがある場合
- ・その他、緊急性が高いと判断される場合

### (3) 保護者連絡

事故発生後は、速やかに保護者へ連絡し、次の事項について説明を行うものとする。

- ・発生日時
- ・発生状況
- ・児童の状態
- ・実施した対応内容
- ・医療機関受診の有無

### (4) 関係機関への報告

事故の内容に応じ、必要に応じて市町村、千葉県健康福祉部障害福祉事業課、相談支援事業所その他関係機関へ報告を行う。

## 8. 事故報告書の作成

事故が発生した場合は、事故の状況および対応内容を記録するため、速やかに事故報告書を作成し、適切に保管するものとする。事故報告書には、次の事項を記載する。

- ・発生日時
- ・発生場所
- ・事故の状況
- ・事故原因の分析
- ・実施した応急対応
- ・保護者への対応内容
- ・再発防止策

## 9. ヒヤリ・ハット

事故には至らなかったものの、事故につながるおそれのあった事例（ヒヤリ・ハット）については、再発防止および事故予防の観点から記録し、職員間で共有するものとする。ヒヤリ・ハット事例については、次の事項を確認し、必要な対応を行う。

- ・原因分析
- ・環境改善
- ・支援方法の見直し
- ・再発防止策の検討および実施

## 10. 研修・訓練

事業所は、事故防止および緊急時対応能力の向上を図るため、職員に対し、必要な研修および訓練を計画的に実施するものとする。また、研修および訓練の実施後は、内容の共有および振り返りを行い、安全管理体制の向上に努める。

- ・ 誤嚥、窒息対応研修
- ・ 感染症対策研修
- ・ 防災訓練
- ・ 不審者対応研修
- ・ 事故防止研修
- ・ ヒヤリ・ハット事例検討

## 11. マニュアルの見直し

本マニュアルについては、事故発生状況、ヒヤリ・ハット事例、制度改正その他必要に応じて内容の見直しを行い、継続的な安全管理体制の向上に努めるものとする。

## 附則

本マニュアルは、令和8年5月1日より施行する。